

随意契約理由書

件名	港島トンネル照明用蓄電池更新工事
契約の相手方	神戸電機工業(株)
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号に該当
随意契約の理由	
<p>本工事は、神戸港港島トンネル内にある道路照明の無停電電源用として設置している蓄電池を更新するものである。蓄電池は、災害等によりトンネル内に停電が発生した場合においても、道路照明を滅灯させることなく、通行者を安全に坑口又は避難坑へ退避できるようトンネル内の照度を確保するために設置しているものである。</p> <p>もし、蓄電池が非常時において機能をしない場合、人命に関わる危険性があり、防災面において重要な設備であるが、この度、定期点検時に蓄電池の膨張を発見し、緊急に施工が必要となったものである。</p> <p>上記業者の神戸電機工業(株)は、本設備のメーカーである日立化成(現:昭和電工マテリアルズ)の日立バッテリー特約店であり、本蓄電池を設置した実績を有する会社である。また、施工内容も良好であり、迅速な対応が期待でき、緊急対応の工事が可能である。</p>	
担当部署 (問合せ先)	港湾局工務課設備係 (電話番号 595-6320)